

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 3 1 日

告示第 4 5 号

（目的）

第 1 条 この告示は、再生可能エネルギー導入やエネルギーの地産地消を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、住宅への二酸化炭素排出抑制効果の高い設備を導入する者に対して、予算の範囲内において新見市住まいの脱炭素促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 6 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、自らが所有し居住する市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に別表第 1 に定める要件を満たす機器（以下「対象機器」という。）を使用するために購入し、設置することとする。

（補助対象者）

第 3 条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （１） 市内に住所を有する者
- （２） 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 8 号）第 2 条に規定する特別措置の対象とならない者
- （３） 新見市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しない者

（補助金額）

第 4 条 補助金の額は、別表第 2 に定めるものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、同一の住宅について、別表第 1 の対象機器ごとに 1 回限りとする。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めたときは、新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付請求書（様式第 3 号）による請求に基づき補助金を

交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

（管理）

第 9 条 申請者は、対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責めに帰することのできない理由により、対象機器を毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

（取得財産等の処分）

第 10 条 申請者は、対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が前項の期間内に対象機器を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、補助金相当額の返還を求めることができる。

（協力依頼）

第 11 条 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象機器の利用状況の調査その他の協力を求めることができる。

2 申請者は、災害が発生したときなどには、電力を提供できるよう努めるものとする。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）

対象機器	個別要件	共通要件
太陽光発電システム	住宅用太陽光設備で住宅の屋根等へ設置するもので、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーなどで構成するもの、また、発電した電気が住宅において自家消費されるもので、1 kW 以上 10 kW 未満の発電設備であるもの	1 対象機器の導入から起算して 90 日を経過した日又は導入後最初

蓄電池設備	蓄電池容量が1kW以上の定置型の家庭用蓄電池で、保証期間が10年以上であるもの	の3月31日のいずれか早い日までに申請を行うこと。 2 対象機器は業者が設置した未使用のもの
V2H充放電設備 (ビークル・トゥ・ホーム)	電気自動車等から分電盤等を通じて住宅への電力供給が可能な充放電設備で、経済産業省が、各年度において実施するクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において、補助対象にしている設備であること。	
電気自動車用普通充電器	住宅の駐車場で電気自動車に充電するためのコンセント、また、ポール型充電器や壁設置型充電器で、200V充電が可能なもの	

別表第2（第4条関係）

対象機器	補助対象	補助金額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの最大出力の値（出力の単位はkWとし、小数点以下第1位未満を四捨五入。）とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、本体設備一式、設備工事費、電気配線工事費（消費税及び地方消費税を除く。）から当該補助金の額を控除した後の支払額が20万円以上であるものとする。	補助対象の出力1kWあたり2.5万円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。
蓄電池設備	本体設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を控除した後の支払額が20万円以上であるものとする。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、15万円を上限とする。
V2H充放電設備 (ビークル・トゥ・ホーム)	本体設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、充放電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を控除した後の支払額が20万円以上であるものとする。	

電 気 自 動 車 用 普 通 充 電 器	コンセント等設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、充電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を控除した後の支払額が１０万円以上であるものとする。	補助対象経費に５分の１を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、５万円を上限とする。
-----------------------------	--	---

備考

- 1 補助対象に係る経費には、解体費、廃棄処分費などを含まないものとする。
- 2 太陽光発電システムと蓄電池設備又は、V２H充放電設備を同時設置した場合は、太陽光発電システムに係る補助金額と同額を加算するものとする。

別表第３（第５条関係）

添付が必要な関係書類	提出要否
1 対象機器導入に係る領収書及びその内訳書の写し	○
2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真	○
3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し	○
4 保証書の写し	○
5 誓約書	○
6 納税等状況調査同意書	△
7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類	△
8 その他市長が必要と認める書類	△

備考 表内の記号のうち、○は関係書類として、添付が必要なものを表し、△は必要に応じて提出するものを表す。

様式第 1 号（第 5 条関係）

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により次のとおり、申請します。

対象機器設置場所		設置工事完了日		年 月 日
補助対象（消費税及び地方消費税等の額を除く）		国等からの補助金交付（予定）額	補助金額（千円未満を切捨て、2 万円未満は補助対象外）	
☐ 太陽光発電システム	最大出力値 . kW （小数点以下 1 位未満四捨五入） 本体購入費・工事費 円	円	（最大出力値×2 万 5 千円・上限 10 万円） 円	
☐ 蓄電池設備	本体購入費・工事費 円	円	（1/10 以内・上限 15 万円） 円	
☐ V 2 H 設備	本体購入費・工事費 円	円	（1/10 以内・上限 15 万円） 円	
☐ 普通充電器	本体購入費・工事費 円	円	（1/5 以内・上限 5 万円） 円	
☐ 太陽光発電システムと蓄電池設備または V 2 H 設備を同時設置した場合			（太陽光発電システム補助金額と同額） 円	
☐ 補助対象の本体購入費・工事費から国等補助交付額を控除した後の支払額がそれぞれ 20 万円（普通充電器の場合 10 万円）以上である。				
補助申請額合計			円	
添付書類	1 対象機器導入に係る領収書及びその内訳書の写し 2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真 3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 誓約書 6 納税等状況調査同意書（必要に応じて） 7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 8 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）			
※担当者所見				

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第 2 号（第 6 条関係）

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書

新見市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付については、次のとおり決定したので、新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長

印

補 助 年 度	年度
補助金交付決定額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から 20 日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	新見市指令 第 号
補 助 年 度	年 度		
補助金交付決定通知額	円		
交 付 請 求 額	円		
添 付 書 類	新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書の写し		

金 融 機 関 名		店 舗 名	
貯 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義 人			